別記様式(第8条関係)

許可第２―４６号

新座市一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(~~第7条第1項・~~第7条第2項~~・第7条第6項・第7条第7項・第7条の2第1項~~)の規定に基づき、次のとおり許可したことを証明します。

令和２年９月８日

新座市長　並　木　　傑　　印

住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)		東京都板橋区四葉一丁目１番８号
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)		有限会社丸松産業　取締役　松崎　一志
事業の範囲	業の区分	収集・運搬業(　　) ~~処分業(　　)~~
	取り扱う一般廃棄物の種類	ごみ（可燃・不燃・粗大） リサイクル資源
許可区域		新座市全域
処理施設の所在地		－
処理施設の種類及び処理能力		－
運搬先・処分先		志木地区衛生組合
許可の有効期間		令和２年９月１４日から２年間
許可の条件		1　業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障が生じないよう常に留意し必要な措置を講ずること。 2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令を遵守すること。
変更等の状況	年月日	
	年月日	
	年月日	